

第 4 7 1 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 9 年 3 月 3 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 9 年 3 月 3 日、第 4 7 1 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	城 谷 英 之	8 番	山 口 純
2 番	三 輪 一 朝	9 番	石 野 光 市
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	小 林 博
4 番	志 水 正 幸	1 1 番	富 田 昭 市
5 番	松 岡 秀 人	1 2 番	釜 坂 道 弘
6 番	高 井 國 年	1 3 番	宮 内 富 夫
7 番	北 山 孝 彦	1 4 番	難 波 靖 通

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	村 上 修
公 営 企 業 参 事	近 藤 博 之	会 計 管 理 者	木 村 千 晴
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	福 永 聡
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典	学 校 教 育 課 長	岩 木 秀 人

1. 議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	議案第 1 号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について
第 5	議案第 2 号 福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 3 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について
第 7	議案第 4 号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について
第 8	議案第 5 号 福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例について
第 9	議案第 6 号 福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例について
第 1 0	議案第 7 号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 8 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

第 1 2	議案第 9 号	福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 1 0 号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 1 1 号	福崎町開発事業等調整条例の制定について
第 1 5	議案第 1 2 号	福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 1 3 号	福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 1 4 号	平成 2 8 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
第 1 8	議案第 1 5 号	平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 9	議案第 1 6 号	平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 0	議案第 1 7 号	平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 1	議案第 1 8 号	平成 2 8 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 2	議案第 1 9 号	平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 3	議案第 2 0 号	平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 4	議案第 2 1 号	平成 2 9 年度福崎町一般会計予算について
第 2 5	議案第 2 2 号	平成 2 9 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 6	議案第 2 3 号	平成 2 9 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 7	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 2 8	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度福崎町水道事業会計予算について
第 2 9	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 3 0	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 3 1	議案第 2 8 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 3 2	議案第 2 9 号	神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について

1. 本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	議案第 1 号	市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について
第 5	議案第 2 号	福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 3 号	福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第 7	議案第 4 号	福崎町町税条例等の一部を改正する条例について
第 8	議案第 5 号	福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 6 号	福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 1 0	議案第 7 号	福崎町消防団条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 8 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 9 号	福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 1 0 号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 1 1 号	福崎町開発事業等調整条例の制定について
第 1 5	議案第 1 2 号	福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 1 3 号	福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 1 4 号	平成 2 8 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
第 1 8	議案第 1 5 号	平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 9	議案第 1 6 号	平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 0	議案第 1 7 号	平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 1	議案第 1 8 号	平成 2 8 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 2	議案第 1 9 号	平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 3	議案第 2 0 号	平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 4	議案第 2 1 号	平成 2 9 年度福崎町一般会計予算について
第 2 5	議案第 2 2 号	平成 2 9 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 6	議案第 2 3 号	平成 2 9 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 7	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 2 8	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度福崎町水道事業会計予算について
第 2 9	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 3 0	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 3 1	議案第 2 8 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 3 2	議案第 2 9 号	神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 7 1 回福崎町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。

朝夕はまだ寒い日がございますが、日ごとに日足が伸び、梅もほころび、春の兆しを感じられる好季節となつてまいりました。

暑さ寒さも彼岸まで、彼岸の小鳥殺しという言葉がございますように、彼岸までは寒の戻りもございます。健康には十分注意をいただきたいと思います。

3 月議会は予算議会と言われております。国や県でも予算が今審議をされている最中がございます。国の予算は国会で審議中ではありますが、閣議決定された

予算は歳入歳出総額は9兆7,547億円で、前年に比べ7,329億円の増であります。歳入のうち公債金は前年に比べ622億円減であります。予算全体の中で公債金が占める比率は35.3%、昨年は35.6%です。歳出では、支出では国債費が2兆3,285億円、借金の返済に充てる金額でございますが、前年比836億円の減であります。歳出に占める比率は24.1%、予算の4分の1が国債の返済に充てられることになっております。前年は24.4%と多少減少している傾向でございます。地方交付税交付金、地方に回るお金は1兆5,671億円で、前年比2,860億円の増となっております。歳出の主要経費別では、社会保障関係費は3兆2,735億円で、前年比4,997億円の増となっており、経費全体では3分1を占めているのが現状であります。県も1兆9,038億円の予算が上程され、今審議中であります。

当町も一般会計87億円、国保ほか6会計で6億7,420万円で、合計15億4,220万円の予算が本日上程される予定であります。予算審査特別委員会で慎重に審議を賜り、妥当なる結論づけをいただきたいと思います。

本定例会に提案されます案件は、議案第1号から第29号までの29件であります。平成29年度予算など、いずれも重要な案件でありますので、慎重に審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたします。

本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

よって、第471回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第471回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

4番、志水正幸議員

11番、富田昭市議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る2月24日、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表（案）のとおり、本日から3月27日までの25日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月27日までの25日間といたします。

日程第３ 諸報告

- 議長 日程第３は、諸報告であります。
- まず、第４７０回定例会閉会后、本日までの議会活動については、事務局に報告をさせます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
- 報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
- １月８日、田原小学校において、福崎町消防団出初式が開催され、議長ほか議員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。
- 同じく１月８日、姫路市文化センターにおいて、姫路市消防出初式が開催され、副議長が出席いたしました。
- １月９日、エルデホールにおいて、平成２８年度成人式が行われ、議長ほか各議員が出席し、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。
- １月２３日、ホテル北野プラザ六甲荘において、議会広報研究会が開催され、議長ほか各委員が出席いたしました。
- ２月１日、国土交通省において、議長が町長とともに要望活動をいたしました。
- ２月１９日、エルデホールにおいて、もち麦の可能性を考えるフォーラムが開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。
- ３月２日、すみよしの郷において、福崎町社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席いたしました。
- 同じく３月２日、文化センターにおいて、老人大学閉講式が開催され、副議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。
- その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
- 以上です。
- 議長 以上で、議会活動報告を終わります。
- また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出をされており、その写しを配付をいたしております。
- 続いて、申し出により行政報告を行います。
- 副町長 各課からの行政報告をさせていただきます。
- 総務課です。
- 嘱託職員、臨時職員の採用試験について、第１次試験を１月１４日に、第２次試験を２月１日に実施し、採用結果を２月６日に通知しました。また、応募者が採用人数に満たなかった職種については、追加募集を行い、３月６日に試験を実施します。
- 次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は、３月１日の基準日現在、男子７，５６４人、女子８，２４４人、計１万５，８０８人となっています。前回の１２月基準日より２１人の減となっています。
- 企画財政課です。
- 地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画の申請をしていましたが、３事業のうち１事業「もちむぎの恵みで地域農業ジャンプアップ！６次産業化加工所整備事業」が２月２４日に交付決定されました。引き続き、第５次総合計画及び総合戦略の実現に向けた取り組みを進めてまいります。
- 税務課です。
- 平成２８年分所得の確定申告相談を各自治会の公民館等で２月１６日から実施しています。申告期限は、３月１５日となっています。

徴収対策については、昨年に引き続き、主に現年度分に滞納のある納税者を対象に一斉催告文書を送付します。４月に行う電話催告、夜間臨戸徴収とあわせて、出納閉鎖に向けて現年度徴収率の確保を目指します。また、滞納者の生活実態の把握に努めながら適切な滞納整理を行うとともに、債務承認・分納誓約の徴収などにより時効の中断を図りながら、差押・換価などの滞納処分を行うことにより過年度徴収率の向上に努めます。

地域振興課です。

平成２８年度、自律（立）のまちづくり交付金事業は、３３の全ての自治会で取り組まれました。

明日、３月４日に講師をお招きし、意見交換やリーダー養成を目的としたワークショップを開催し、さらなる地域づくりの充実に努めてまいります。

第３回全国妖怪造形コンテストは、１１月に造形の専門家など１４名の審査員による写真審査を経て入選作品が決定し、作品の提供を受けました。これらの入選作品については、役場１階ロビーにおいて展示しています。

町制６０周年記念事業として取り組んでいるフクちゃん、サキちゃんの像が間もなく完成し、福崎駅の玄関に設置します。当日は福崎駅と協力し、ミニイベントを実施する予定です。

また、辻川山公園では、現在、多くの皆様にご迷惑をかけています修理中のガジロウのバージョンアップと合わせてお披露目いたします。

住民生活課です。

福崎町消防団出初式が１月８日に開催され、悪天候のため田原小学校体育館での開催となりましたが、消防団員４３５名が参加しました。

春季全国火災予防運動が３月１日から７日まで実施されています。期間中、夜間広報を行っています。２月２６日には消防団による防火パレードを実施しました。

健康福祉課です。

昨年１２月１日から、民生委員と民生協力委員の３年間の任期がスタートし、約半数が改選される中、新体制で地域福祉向上に向け引き続き連携して取り組みます。

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の方や、障害・遺族基礎年金受給者を支援するための給付金については、平成２８年１２月２８日まで申請を受け付け、臨時福祉給付金は１人当たり３，０００円を２，６７５人に、年金生活者等支援臨時福祉給付金は１人当たり３万円を１１０人に支給しました。

食育推進事業については、２月１１日に「食育かるた大会」を開催し、子どもから大人までの各世代８１人が参加され、食育や食文化の関心を高めていただくことができました。

農林振興課です。

２月１９日、第４回もち麦フォーラムを開催しました。午前中は生産者中心の情報交換会を行い、午後は一般の方対象で県内・県外各方面から約２５０名が参加されました。大麦振興の第一人者である大妻女子大学名誉教授の池上先生を初めとし、もち麦の健康効果についての講演があり、その後、もち麦厳選７品の試食を楽しみました。

２月２４日、福崎町地域農業再生協議会主催による農業施策研修会がエルデホールで開催されました。農会長、営農組合員、認定農業者、農業委員など約７０名が参加され「農作物の収入保険制度や平成３０年度産以降の米政策について」

の講演を受けました。

まちづくり課です。

福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化、駅周辺のにぎわい創出のため、交流広場等の詳細設計を進めています。引き続き、福崎駅田原線ほかの用地買収や道路工事に取り組んでまいります。

福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁補修設計や修繕を進めています。

内水対策事業では、高橋ハス池下流水路及びイマ谷池下流水路工事を進めています。

立地適正化計画については、今年度末の策定・公表を目指して事務を進めています。

上下水道課です。

福崎工業団地では、汚水管渠や水道、工業用水道の配水管敷設跡の舗装本復旧工事について、まちづくり課と調整しながら進めています。

また、福崎駅周辺では、駅周辺整備事業の進捗に合わせて、汚水管渠や水道配水管の移設、駅東雨水幹線工事を進めています。

川すそ雨水幹線整備事業では、未契約であった地権者との交渉が合意に達し、契約が完了しました。今後、秋以降の渇水期での工事着手に向けて、取り組んでまいります。

上下水道事業審議会は、１月２７日に第３回審議会を開催し、水道料金及び工業用水道料金について答申をいただきました。答申は、「水道料金については、据え置き、工業用水道料金については、４０％以下の値上げが必要」という内容です。

この答申及び経済産業省の変更承認を受けたことで、本定例会に料金改正に係る条例案を提案しています。

学校教育課です。

小学校生活から中学校生活へスムーズに移行し、中１ギャップを解消することを目的として、小学校６年生の、中学校への１日体験入学を２月１０日に実施しました。

また、中学校３年生は、私立高校入試及び国公立高校の推薦入試・特色選抜で、すばらしい頑張りが見られました。

社会教育課です。

平成２９年成人式を１月９日エルデホールで開催しました。新成人１５９名が出席しました。

第１体育館耐震改修工事が完了し、１月１０日から、利用を再開しました。

平成２８年度老人大学修了式を３月２日に文化センターで行いました。

平成２８年度福崎町スポーツ功績賞、文化功労賞、吉識雅夫科学賞並びに柳田國男ふるさと賞の伝達式を３月４日に行います。総勢２５名の方が受賞される予定です。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、議案第１号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認についてから、議案第２９号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約についてまでの２９件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めます。

町長 皆さんおはようございます。

第４７１回福崎町議会定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、ま

ことにありがとうございます。

ようやく寒さも一段落し、日差しも春めいて、桃の節句を迎えました。木々に目を向けますと、花の芽も吹き出しており、春の訪れを感じる季節となりました。

さて、冒頭挨拶として所信表明をさせていただきます。

我が国を取り巻く社会や経済情勢に目を向けますと、米国トランプ新政権の動向や、中国を初めとするアジア新興国等の経済の先行き、また金融資本市場の変動など、依然として不透明な状況にあります。とりわけ今年は3月以降も欧州の主要国で議会選挙や大統領選挙が相次ぎ、政治情勢を中心に不確実性が高い年になるのではないかと感じているところであります。

一方、国内に目を向けますと、消費者物価は横ばいではありますが、個人消費・輸出・生産が持ち直しの動きを見せ、雇用情勢は改善、景気は緩やかな回復基調が続いているようであります。

政府はデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、経済財政運営やニッポン一億総活躍プランなどを着実に実施するとともに、しっかりと成長していく道筋をつけるため、未来への投資を実現する経済対策を実施するものとしています。

国の平成29年度予算フレームでは、歳入面は税収を5兆7,000億円と見込み、プライマリーバランスを対前年度と同額としていますが、国と地方を合わせた債務残高が29年度末に1,119兆円に達すると言われ、依然として厳しい財政状況が続いています。

県では、厳しい財政環境を反映し、一般会計の予算総額を前年度比2.3%減と平成10年度以降で最小の規模としております。最終2カ年行政改革プランを基本に行財政全般にわたる改革に取り組み、平成30年度を目標とする財政では、プライマリーバランスを図るとともに、職員数を平成19年度と比較して30%削減を実行すると厳しい行財政運営を進めるとしています。

一方、直面する課題である人口の社会減への対策、高齢化問題などを見据えながら、事業の選択と集中を徹底し、市町との連携・協調のもと、活力を保ち魅力ある地域創生を前進させるとしていますが、市町への医療・介護などの福祉施策は大きく影響を受けることが想定されます。

このような中、本町では、国・県の施策の動向を注視しつつ、第5次総合計画の実現と福崎町総合戦略の取り組みを進めるとともに、行政改革の不断の取り組みと実行等により、人口減少、少子高齢社会であっても、創意と工夫で輝くまちを築いていくためにも、本年を基調として、3本の未来像を目指し、また、議員の皆様からいただきましたご意見等をできるだけ反映し、予算編成を行いました。

一般会計の予算総額は87億円で、前年度において国の経済対策によりまして、JR福崎駅周辺整備が予算的に大いに進捗しました。このことを受け、新年度はほぼ計画どおりの予算計上となり、当初予算において、対前年度比8億30,000万円の減、率として8.7%の減となりました。

国は大きく社会保障制度の見直しを進めています。特別会計の国民健康保険事業では、平成30年度から県が財政運営の責任を担う主体となります。後期高齢者医療事業では、平成30年度、31年度の新たな料率改正に向けた準備の年となります。

介護保険事業では、平成30年度から32年度、3年間の第7期事業計画を策定する年となります。国は、低所得者以外については利用者負担増へと向かっており、とりわけ29年度は平成30年度の保険制度改正に向けて対応しなければならない重要な1年となります。

下水道事業は、主要施設のトップマネジメント計画の策定とコミュニティプラントの下水道統合を進めてまいります。複雑な現場管理、事務事業の展開が余儀なくされる中で、経済性を発揮し、公共の福祉を増進させるためにも、管理者の設定を視野に検討を加えていきます。

参画と協働で調和のとれたまちづくりを進めるため、小さくても活力を感じられるまちへ、であります。

福崎駅周辺整備事業につきましては、平成30年度の完成を目指し、物件補償、用地買収を進め、駅南幹線などの道路整備や交通広場・交流広場の整備工事に着手します。

また、都市再生整備計画事業によりまして、バスシェルターや観光交流センター等の施設整備も進めてまいります。これら駅周辺整備関連事業に約10億5,000万円の予算を配分しております。

地域全体を見渡した持続可能な地域公共交通ネットワーク形成のため、地域公共交通網形成計画を策定します。

農林業では、高岡・福田地区の圃場整備事業を推進し、商工・観光では、プレミアム付なっ得商品券の発行増にあわせ、助成を拡大します。

地方活性化対策の妖怪については、柳田國男先生とのかかわりをより深め、地方創生まちづくり計画の策定や、第4回妖怪造形コンテストに対応していきます。

また、県民センターのふるさと創生推進事業とあわせ、妖怪ベンチを観光拠点各所に増設設置することとしています。

二つ目の未来像は、文化力あふれる風格あるまちへ、であります。

第11回辻広場まつりは、本年も観光協会の観桜会と同時開催します。

山桃忌は、昨年、町制施行60周年記念を冠に、井上通泰生誕150周年を記念し、日韓学術会議などを開催しましたが、本年は、「女性の目から見た柳田國男」をテーマに開催いたします。

第1期の工事が完了した県重要文化財三木家住宅（主屋）は、土曜日、日曜日、祝日に、また、文化財保護強調月間の11月の全ての日に公開をいたします。

地方創生推進交付金事業として、三木家の公開イベント、歴史民俗資料館の開館35周年記念として、辻川界限活性化イベントを実施します。

耐震改修工事を終え、リニューアルした町民第1体育館では、トレーニング機器の更新を、図書館では、住民の自主的な学習拠点として蔵書の充実に努めるとともに、自習室の設置を計画しています。

また、播磨圏域連携中枢都市圏の連携事業として、マイナンバーカードで連携市町の図書館が利用できるサービスを姫路市に引き続き開始しています。

三つ目の未来像は、住み続けたい未来へつなぐまちへ、であります。

子ども・子育て支援において、就学前教育・保育事業を公立4カ所、私立2カ所の認定こども園で実施します。また、子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。

小中学校では、施設の長寿命化計画策定のための調査業務を行います。また、児童生徒教育用・教職員用パソコン及び教育用サーバの更新にあわせ、校務支援システム等を導入し、教育環境の向上を図ります。

健康・医療の分野では、新たに未就学児に対し、インフルエンザの予防接種費用と新生児の聴覚検診費用の一部助成を実施します。

なおかつ、要求度の高い小学校、中学校の児童生徒のインフルエンザワクチン接種につきましては、予防費全体の中で費用が捻出できるよう検討を加えてまいります。

平成30年度から32年度の障害福祉サービスにおける成果目標並びにサービス見込量を定める第5期障害福祉計画を策定いたします。

防災・減災の分野では、高岡・福田地区で引き続き県の委託を受け、治水対策を行います。また、近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため、避難所に指定している各小学校に井戸を設置します。昨年実施した、地震災害を想定した図上訓練に引き続き、本年度は、兵庫県を初め各種の関係団体と連携し、住民参加の総合防災訓練を実施します。できれば、各集落の自主防災組織もこの総合防災訓練にあわせ、計画実施してほしいと望むものであります。

平成29年度に取り組む各課ごとの主な事業であります。総務課につきましては、地域に出向き、直接住民から意見をいただく行政懇談会を昨年に引き続き実施し、町政施策への反映により、きめ細かい行政を目指します。

女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による率直な意見、提言を町政に反映させるため、女性委員会の活動を引き続き進めます。

職員につきましては、時代の変化やニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修期間での研修や県との人事交流の充実に努めてまいります。

庁舎につきましては、空調設備の老朽化に対応するため、改修工事を進めてまいります。

また、東日本大震災で大きな被害を受けました宮城県山元町へ2回目の職員派遣を行い、復興事業を支援してまいります。

企画財政課につきましては、平成28年度に創設された地方創生推進交付金制度の活用を推進するとともに、福崎町の魅力を収集・管理し、町内外に発信します。

健全な財政運営については、大型事業を進める一方で、中長期的な見通しを念頭に置きながら、第5次行政改革実施計画に沿って、改革に取り組めます。

安定的な財政運営に努め、限られた財源を賢く使う取り組みを行うため、統一的な基準による地方公会計の整備を進めてまいります。

税務課につきましては、各税目ごとの課税客体の的確な把握に努めます。個人住民税、国民健康保険税では、未申告者の減少に努めます。法人住民税、償却資産に係る固定資産税では税務調査を行い、適正な申告を目指します。

また、平成30年度からの個人住民税の特別徴収義務化に向けて準備を進めてまいります。

滞納管理システムを活用し、業務の効率化を図るとともに、税の公平性の確保に向け、財産調査、納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら、適切な滞納整理を行います。債務承認・分納誓約などにより、時効の中断を図りながら、差押・換価などの滞納処分を行うことにより、収納率の向上に努めてまいります。また、滞納整理対策委員会におきましても、関係課と連携を図りながら、引き続き滞納整理に取り組んでまいります。

地域振興課につきましては、福崎まつりや辻広場まつりを開催し、参画と協働による地域の活性化に取り組むとともに、柳田國男の著書にちなんだ妖怪をテーマとした造形コンテストを実施し、福崎町と柳田國男を全国に発信します。

また、自律（立）のまちづくり交付金事業を継続し、自治会の知恵と工夫を生かした活動を通して、地域のつながりや自律（立）の力が育まれるよう支援します。

商工業振興では、福崎町商工業振興基本条例の理念に沿って、福崎町商工会と連携を密にし、町制度融資による支援、産業活性化緊急支援事業に加えて、創業支援事業計画に基づく起業など、中小・小規模事業者の支援に取り組んでまいり

ます。

特産もち麦につきましては、兵庫県や商工会など関係団体と連携した産地振興や新たな町内業者への販路開拓など、普及促進に取り組んでまいります。

消費生活では、町民の皆さんが安心して暮らせるよう、消費生活相談の充実を図るとともに、積極的に出前講座にも出向き、消費者被害の防止に取り組んでまいります。

住民生活課につきましては、通学路の安全性の向上や防犯対策として、防犯灯を増設していくほか、町が管理している既設の防犯灯のＬＥＤ化を昨年度に引き続き進めます。また、カーブミラーの老朽化の把握と効率的な保守管理のため、点検を行い、台帳整備を進めてまいります。

老朽化している駅前団地につきましては、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成３０年度の建てかえに向け、実施設計を行います。町営住宅の家賃滞納者につきましては、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら、滞納の減少に努めてまいります。

ごみの減量化・資源化につきましては、広報誌やホームページを活用し、啓発活動を行うとともに、集団回収への積極的な協力や、生ごみ減量化機器の利用を推進します。

ゲリラ豪雨等、水害を想定した非常備消防団と町職員による水防訓練を実施いたします。

健康福祉課につきましては、経済対策分として臨時福祉給付金は１人当たり１万５，０００円を支給します。

福祉医療費助成事業では、県の最終２カ年行政改革プランにより、老人医療費助成事業は平成２９年６月末で廃止され、高齢期移行助成事業が２９年７月に創設される予定であるため、これに伴う改正を行います。

子育て世代包括支援センター事業では、保育教諭や保育士等、子育て世代の支援者が、育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応できるよう、情報共有や支援内容の理解を深めるため、子育て世代支援者連絡会を設置し、連携強化を図ってまいります。

食育の推進につきましては、子どもから大人まで、より楽しく食育への関心を高めていただくため、いすに座った状態で踊れる、新・福崎ごちそうサン体操を含むＤＶＤをミニデイ事業などに活用いただくことで、広く町民の健康づくりを進めてまいります。

国民健康保険事業では、広域化に向けたシステム改修整備等を行います。また、納付金の算定方式が３方式へ移行するため、資産割の割合を２９年度から段階的に引き下げ、保険給付費の伸びに対応するよう、税率改正を行います。

後期高齢者医療事業では、保険料軽減特例措置の見直しが行われ、２９年度から所得割と均等割の軽減割合が段階的に変更されます。

介護保険事業では、２９年度は低所得者の保険料軽減措置を、現行の第１段階の方については継続いたします。

新総合事業として、要支援１・２の方の訪問介護・通所介護につきましては、受け入れを行い、４月から地域支援事業に移行して行なってまいります。

農林振興課につきましては、農業委員会では、新しい体制により、福崎町にあった組織づくりを目指し、許認可業務のほか、農地利用最適化推進業務を通じ、耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積を進めてまいります。

農政関係におきましては、引き続き、経営所得安定対策を進めるとともに、日本型直接支払制度による農業の持つ多面的機能の維持を図ります。また、平成３

0年度以降の米政策の見直しを控え、情報の共有や意見交換を行い、見直し後も地域の米づくり・水田利用について、取り組みを円滑に進めていきます。

各集落において、地域の農業を地域の皆様で考え取り組んでいただく、人・農地プランの策定をさらに推進します。また、多面的機能支払交付金事業の農地維持支払いに取り組む活動組織におきましては、平成31年度まで、地域資源保全管理構想の策定が義務づけられておりまして、未策定の集落に対し、取り組みを推進してまいります。

福崎町特産のもち麦につきましては、もち麦産地振興協議会による、もち麦の可能性を考えるフォーラムや、大学との連携などを通して、もち麦の健康機能性を生かしたブランド戦略を進めてまいります。

ため池整備事業では、震災対策として、桜上池に続き、板坂三谷池、山崎直谷池について、順次防災減災事業を進めてまいります。

有害鳥獣対策は、防護柵設置の推進とともに、地元集落や農業者協力のもと、猟友会による捕獲体制の強化を図ります。

国土調査では、山林の地籍調査を引き続き推進してまいります。

まちづくり課につきましては、福崎駅周辺整備事業では、駅南幹線や県道甘地福崎線、交通広場等の整備を進めてまいります。辻川界限におきましても、観光交流センターや観光地にふさわしい道路整備等を進めてまいります。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、西治長野線の西谷川の橋梁架け替えのほか、5橋の架け替え、補修設計業務と42橋の点検、定期点検を実施してまいります。

総合治水対策では、高岡・福田地区のイマ谷池下流水路整備を行います。

空き家等の適正な管理に関する条例に基づき、空き家対策のための協議会を設置し、特定空き家に対し、指導・助言を行ってまいります。

上下水道課につきましては、水道事業では、安全で安心な水を安定して供給するために、東部工業団地配水池への送水管更新や、大門石引線への配水管敷設を進めます。また、耐震性が不足している福崎工業団地配水池につきましては、更新に向けて詳細設計に着手します。

下水道事業では、市街地の浸水対策を図るため、駅東雨水幹線や川すそ雨水幹線の整備を推進します。

福崎工業団地・企業団地では、汚水管渠や水道配水管敷設跡の舗装本復旧工事を進めます。また、長目地区コミュニティプラントは公共下水道への接合を進め、工事の詳細設計に着手します。

公営企業会計に移行して1年が経過する下水道事業会計につきましては、一般会計からの補助を受けながら、財政基盤の強化を図り、安定した経営を持続してまいります。

学校教育課につきましては、小中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、平成29年度から福祉の視点でサポートするスクールソーシャルワーカーを配置し、教育課題の解決に取り組んでまいります。

幼少、小中の連携により、小1プロブレム、中1ギャップへの対応の取り組みをさらに進めるとともに、中学校英語教師による小学生への英語授業に取り組んでまいります。

児童生徒の国際理解教育と小学校の英語教育を推進するため配置している2名のALTにより、新学習指導要領の平成32年度改訂に向けた対応と本町の就学前教育の特色づくりとして、公立幼稚園でも英語活動を取り入れます。

安全で安心な学校給食に努めるとともに、食育推進計画に基づき、児童生徒の

基本的な食生活・習慣・体づくりと、学校給食における地産食材の利用増進等により食育を推進します。

遠野市との友好都市共同宣言による交流事業として、児童生徒が遠野市へ訪問し、子ども同士の交流を行い、両市町のきずなを深めるため、平成29年度はその準備を進めてまいります。

社会教育課におきましては、スポーツ公園の老朽化していたテニスコート2面の改修を行い、利用者が安全で快適にスポーツ活動ができるよう努めてまいります。

兵庫県指定文化財大庄屋三木家住宅は、主屋部分の公開を記念し、講演会・演奏会・解説会等さまざまなイベントを行います。

第38回山桃忌は、1日目には講演会やシンポジウムを、2日目には淡路人形浄瑠璃を上演し、柳田國男生誕の地 福崎町を広く発信して行きます。

埋蔵文化財事業では、高岡・福田地区圃場整備事業北工区の分布・確認調査を実施します。

学校の支援事業として、みんなで支える学校、みんなで育てる子どもをテーマに、登下校の見守り、補充教室や土曜チャレンジ教室などの支援活動を引き続き実施します。

文化センターでは、各種講演会やセミナーを幅広い分野で実施し、生涯学習の拠点としての充実を図ってまいります。

エルデホールでは、昨年度に引き続き、3年計画で音響設備の更新を行います。

続きまして、今議会議案の概要について、説明をいたします。

議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認については、現議員が4月30日に任期満了となるため、対象選挙区から推薦された組合議員の就任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、上位法令の改正により、育児休業に係る要件の緩和等がされたことに伴い、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものです。

議案第3号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特別職報酬審議会からの答申等を受け、交通指導員の報酬を改正するものです。

議案第4号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例については、消費税の増税期日延長に伴い、軽自動車税環境性能割等の導入期日を延期するものです。

議案第5号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、し尿くみ取りについて、10リットル単位で手数料を定めているものを仮設便所については、1基ごとに手数料を徴収する改正です。

議案第6号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、福崎町第3防災備蓄倉庫を新設するのに際し、福崎町防災備蓄倉庫の設置に関する条例に、福崎町第3防災備蓄倉庫を加え、その設置について規定するものです。

議案第7号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例については、団員手当を分団交付金として分団に支給しているものを、団員報酬として個人に支給するように改正するものです。

議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、県の老人医療費助成事業が廃止され、新たに高齢期移行助成事業が創設されることから、福崎町福祉医療費助成条例を改正するものです。

議案第 9 号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例については、在宅老人介護手当の支給について、介護者の定義を明確化し、受給資格停止期間を規定、受給権消滅期間の延長を行う改正です。

議案第 10 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護認定審査会の設置及び委員の任期を加える改正と、消費税の増税期日延長に伴い平成 29 年度の介護保険料率を反映する改正です。

議案第 11 号、福崎町開発事業等調整条例の制定については、太陽光発電施設などの開発行為等で、関係住民への説明会開催や住民からの要望書に対する回答を義務づける等の条例制定です。

議案第 12 号、福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、福崎駅前駐車場を廃止し、新たに福崎駅前西駐車場と、福崎駅前東駐車場の設置について規定するものです。

議案第 13 号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例については、工業用水道料金を改正するものです。

議案第 14 号、平成 28 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）については、既定の総額から 8 億 2,790 万円を減額し、91 億 8,100 万円とするものです。減額の主なものは、J R 福崎駅周辺整備事業の実績見込みによる減、地方創生拠点整備事業の不採択による減などであります。

議案第 15 号、平成 28 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、既定の総額から 140 万円を減額し、23 億 1,000 万円とするものです。

議案第 16 号、平成 28 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）については、既定の総額に 440 万円を追加し、2 億 4,140 万円とするものです。

議案第 17 号、平成 28 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、既定の総額から 5,930 万円を減額し、16 億 860 万円とするものです。

議案第 18 号、平成 28 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）については、収益的収入及び支出の収入計は変えず、支出計を 3 億 8,800 万円とし、資本的収入及び支出では、収入計を変えず、支出計を 1 億 6,830 万円とするものです。

議案第 19 号、平成 28 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）については、資本的収入及び支出の収入計を 3,090 万円、支出計を 3,830 万円とするものです。

議案第 20 号、平成 28 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、収益的収入及び支出は、収入計を 11 億 7,820 万円、支出計を 11 億 5,160 万円とするものです。資本的収入及び支出は、収入計を 3 億 5,910 万円、支出計を 6 億 7,590 万円とするものです。

議案第 21 号、平成 29 年度福崎町一般会計予算については、総額を 87 億円としています。主な事業については、予算に関する説明書に主要事業として、拡充、新設、行革などを明示しながら一覧表としていますので、ご参照ください。

議案第 22 号、平成 29 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算については、総額を 23 億 4,200 万円としています。

議案第 23 号、平成 29 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算については、総額を 2 億 4,540 万円としています。

議案第 24 号、平成 29 年度福崎町介護保険事業特別会計予算については、総

額を１６億９，９６０万円としています。

議案第２５号、平成２９年度福崎町水道事業会計予算については、給水個数７，８００戸、年間給水量２４４万６，０００立米とし、収益的収入及び支出は、収入４億４，３４０万円で、支出は４億２，７２０万円です。資本的収入及び支出は、収入１，１３０万円で、支出は１億８，８７０万円です。

議案第２６号、平成２９年度福崎町工業用水道事業会計予算については、給水事業所数３０事業所、年間給水量５８万４，０００立米とし、収益的収入及び支出は、収入４，９３０万円で、支出は４，７００万円です。資本的収入及び支出は、収入はなく、支出は９２０万円です。

議案第２７号、平成２９年度福崎町下水道事業会計予算については、接続件数５，３００件、年間総処理水量２４０万立米とし、収益的収入及び支出は、収入１０億９，６５０万円で、支出は１０億６，５６０万円です。資本的収入及び支出は、収入４億６０万円で、支出は７億１，７５０万円です。

議案第２８号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき、終点を変更し、新たに２級２５５号線として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第２９号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約については、議案第１０号と関連した改正で、規約に介護認定審査会の委員の任期を加える変更であります。

以上、人事案件が１件、条例改正１１件、条例制定１件、予算案件で補正予算が７件、当初予算が７件です。その他の案件として１件、規約改正１件の全２９件を上程しています。

詳細説明につきましては、副町長、公営企業参事ほか担当課長が行いますので、よろしくお願い申し上げまして、所信表明といたします。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は１０時４５分といたします。

◇

休憩 午前１０時２８分

再開 午前１０時４５分

◇

議長 会議を再開いたします。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。議案によっては複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第４ 議案第１号 市川町外三ケ市町共有財産事務組合議員の承認について

議長 日程第４、議案第１号、市川町外三ケ市町共有財産事務組合議員の承認についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第１号について、ご説明申し上げます。

本年４月３０日に任期満了となります市川町外三ケ市町共有財産事務組合議員の選出を行うため、組合同規約第６条及び第９条の規定に基づき、田原、八千種、福崎地区の各選挙区から推薦された方について、議会の同意を求めるものであります。

本組合は、市川町、福崎町、姫路市、加西市で組織し、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理しています。この組合議員の定数は５０人で、関係市町の長４名と残りの４６名は入会権のある地区より１名ずつ推薦され、

各市町議会の同意を得て就任することとなっており、任期は4年です。福崎町の選挙区は、議員定数は18人で、田原地区12人、八千種地区5人、福崎地区1人となっています。議案第1号資料には、この組合の概要について添付しておりますので、ご参照ください。

提案させていただく方々は、記以下の方々と、氏名のみ朗読させていただきます。

井奥廣伸氏、三村明弘氏、松岡詳典氏、徳永中正氏、高岡正明氏、藤井良信氏、繁内幹夫氏、長谷川尚志氏、駒田富男氏、梶原眞次氏、古田裕康氏、黒田義孝氏、青田義人氏、水田隆仁氏、谷岡正也氏、内藤守氏、吉識定和氏、水谷正美氏、以上の18人を推薦しています。いずれの方も識見を兼ね備えた適任者でありますので、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第5 議案第2号 福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長 次、日程第5、議案第2号、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第3号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第2号、議案第3号について、説明をいたします。

初めに議案第2号、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案第2号資料の1ページをごらんください。

今回、地方公務員の育児休業等に関する法律、人事院規則及び児童福祉法の改正により、福崎町職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正するものでございます。

その主なポイント、五つについて、説明をいたします。

1点目は、非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和でございます。非常勤職員が育児休業を取得できる要件として、その対象となる子が2歳の誕生日が来る前に任期が満了する職員は、育児休業を取得することができませんでしたが、期間が緩和され、1歳6カ月までとなりました。

2点目は、育児休業を取得できる、その対象となる子の範囲の拡大でございます。民法上で特別養子縁組の成立について、両親から裁判所に請求され、現在看護期間中の子や、児童福祉法の里親制度により養親となることを希望され、養育されている子については、法律改正により子についての範囲が広がりましたが、そのほかこれらに準ずるものとして、条例で定めるとしており、条例では、いわゆる養子縁組、里親として希望はしても、実の親から同意が得られなかったため、養育里親として職員に委託された場合は、この範囲に加えるということで、つけ加えております。

3点目は、育児休業は3歳に達する日まで取得が可能でございます。その途中で育児休業が終了した後であっても、条例で定める特別の事情がある場合は、3歳に達する日まで再度育児休業を取得することが可能となりました。その特別の事情として、特別養子縁組の成立に係る家事審判事件の終了、特別養子縁組が成

立しなかった場合、そういった場合も加えるものでございます。

4 点目は、部分休業と介護時間の時間数調整についてでございます。現在、部分休業は小学校就学に達するまでの子を養育する場合、1 日 2 時間を超えない範囲で休むことができます。また、介護時間は配偶者等の介護が必要となった場合、3 年の期間、1 日 2 時間を超えない範囲で休むことができます。保育時間に着いては、生後 1 年に達しない子を育てる職員が、1 日 2 回、30 分以内で時間休が取れることとなっていますが、職員がそれぞれの休暇を同一日に取得する場合は、その合計時間を合わせて 2 時間までとすることとしています。

5 点目は、児童福祉法第 6 条の 4 が改正され、養子縁組里親が定義づけられたことによる文言修正でございます。

資料 2 ページをお開きください。福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部改正第 1 条関係でございます。第 2 条の改正は、先ほど説明いたしました 1 点目の非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和及び条文整備による改正でございます。新たに第 2 条の 2 を加え、2 点目の育児休業等に係る子の範囲の拡大を追加しております。

3 ページをお開きください。第 2 条の 2 は第 2 条の 3 と改め、文言整理による改正を加えております。

4 ページをお開きください。第 3 条の改正は、3 点目の子の範囲拡大に伴う再度の育児休業等ができる特別の事情等の追加でございます。

5 ページをお開きください。第 10 条の改正は、育児短時間勤務として、小学校就学の始期に達するまで、常勤職員のまま勤務時間を短くして子どもを養育するための制度がありますが、1 度短時間勤務を取得した後も、条例で定める特別の事情がある場合は、小学校就学の始期に達するまで、その制度を再取得することができます。その特別の事情として、育児短時間勤務の承認が取り消された後、その承認に係る子が死亡または養子縁組等により職員と別居することとなった場合等を加えるものでございます。第 17 条の改正は、条文整備に係る改正でございます。

6 ページをお願いします。第 18 条の改正は 4 点目の改正で、部分休業、介護時間、保育時間を同一日に取得する場合は、その合計時間を 2 時間までとするものです。

資料 6 ページの福崎町職員の育児休業に関する条例の一部改正第 2 条関係と、資料 7 ページ、職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正第 3 条関係は、5 点目の児童福祉法改正による引用条文の修正など条文整備による改正となります。

第 1 条関係は公布の日から、第 2 条、第 3 条関係は平成 29 年 4 月 1 日から施行いたします。

第 3 号議案を説明させていただきます。議案第 3 号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

昨年、特別職報酬等審議会を開催し、その答申の附帯意見の中で、交通指導員の報酬について、児童生徒等の交通安全確保のため重要な職務とは認識するが、その活動、職責に見合った報酬という観点から引き下げが望ましいという回答をいただきました。その後、役場と交通指導員と協議を重ね、現状では生徒の登校時間の 1 時間程度の交通指導であることから、現在年間 90 万円の報酬を、日額 2,000 円に改正するものでございます。附則で、平成 29 年度は日額 3,500 円、平成 30 年度は日額 2,500 円としています。

以上、議案第 2 号、議案第 3 号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第7 議案第4号 福崎町町税条例等の一部を改正する条例について

議長 日程第7、議案第4号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

税務課長 議案第4号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例は、昨年6月の第467回定例会で承認いただいた専決処分、福崎町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正することが主な内容となっています。

昨年6月の改正条例は、消費税率を平成29年4月1日に8%から10%へ引き上げることを前提としたものでした。既にご承知のとおり、この引き上げは平成31年10月1日まで延期されていますので、改正条例の対応部分も延期または延長する必要が出てきたため、地方税法や同法施行規則など、上位法令の改正に基づき、今回、再度改正するものです。

改正部分は、議案第4号資料2ページから22ページまでの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

改正内容については、6月議会で詳細説明をし、ご承認いただいておりますので、今回は省略し、施行期日の延期、適用期間の延長関係についてのみ、ご説明させていただきたいと思っております。ご了承ください。

それでは、議案第4号資料1ページをごらんください。消費税引き上げ延期に伴う各種施策の施行時期の延期または期間の延長についてお示ししています。

一番上は消費税率の引き上げ延期です。昨年6月1日、安倍晋三内閣総理大臣が、消費税の8%から10%への引き上げ延期を表明したのを受け、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律が成立し、引き上げ時期を平成29年4月1日から、平成31年10月1日に2年半延期することとなっています。

2段目は法人町民税の税率引き下げの延期です。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るため、法人町民税の税率を引き下げ、その引き下げ分を地方交付税原資とするものです。消費税率引き上げ延期にあわせて、平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期します。

3段目は軽自動車税の環境性能割創設の延期です。消費税10%段階で自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設するとしていましたが、消費税率引き上げ延期にあわせて、平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期します。平成31年10月1日からは、自動車取得税にかわって、環境性能割が賦課されるようになります。

4段目は軽自動車税の種別割への名称変更の延期です。消費税10%段階で軽自動車税を種別割と名称変更するとしていましたが、消費税率引き上げ延期にあわせて、平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期します。実際の賦課は平成32年度から始まります。

一番下は住宅ローン控除の適用期限の延長です。消費税率5%から8%への引き上げのときに、住宅建築に係る消費税額の増嵩を緩和するため、従来の控除額上限引き上げと対象期間の延長を行い、現在に至っています。さらにこのたびの10%への引き上げ延期にあわせて、平成33年12月31日居住開始のものまで、2年半対象期間を延長します。

そのほか、上位法令の改正による文言の改正や参照条番号の改正など、幾つか

の改正も同時に行います。

以上で、議案第４号の提案説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 8 議案第 5 号 福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 6 号 福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 7 号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 8、議案第 5 号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 10、議案第 7 号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第 5 号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

し尿に係る処理手数料については、10 リットル当たり 50 円としており、仮設便所につきましても同様の額としておりましたが、仮設便所のくみ取りについては、くみ取り日時の指定があるため、臨時での対応となることや、1 回のくみ取り量も、一般家庭に比べて少量であるため、計画収集に比べると収集効率が悪くなることから、仮設便所のし尿処理に係る手数料を別途定めるものでございます。

仮設便所は何か月か使用される場合もあるため、撤去されるまでは中間くみ取りとして、くみ取り量に関係なく 1 基 2,000 円、撤去時については、最終くみ取りとして、量に関係なく 1 基 3,000 円を新たに新設するものです。なお、この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行します。議案第 5 号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第 6 号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の改正は、現在、第 1 体育館東側に建設しております防災備蓄倉庫を、福崎町第 3 防災備蓄倉庫とし、新たに加えるものでございます。なお、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行します。議案第 6 号資料に新旧対照表と平面図などをお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第 7 号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第 7 号資料の新旧対照表をごらんください。第 1 条につきましては、消防組織法第 18 条に消防団の設置、名称及び区域は条例で定めるとあることから、「消防組織法の規定に基づき」の文言を加えております。

第 17 条の消防団員の報酬については、本来はその額を条例で定める必要がありますが、現条例では、団長から分団長までについては、役員手当として年額を定めております。また、分団の副分団長以下の報酬については、従来から分団交付金として分団に支給しており、条例での報酬額を定めておりませんでした。このことから、役員手当を報酬に改め、副分団長、班長、団員の報酬について、年額 5,000 円とする条例を加えるものです。

また、第 18 条については、消防団員の旅費支給に関する規定がないことから、福崎町職員等の旅費条例を準用する条文を追加するものでございます。

なお、この条例は平成２９年４月１日から施行します。

以上、３議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

- 日程第１１ 議案第 ８号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第１２ 議案第 ９号 福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について
日程第１３ 議案第１０号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長 日程第１１、議案第８号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてから、日程第１３、議案第１０号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第８号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、県の最終２カ年行革プランにより、老人医療費助成事業が平成２９年６月末をもって廃止となり、新たに高齢期移行助成事業が平成２９年７月に創設されることに伴うものです。

議案第８号資料１ページをごらんください。

第２条では、主に条文中「老人」を「高齢期移行者」に置きかえます。第３条では、旧条文第４条において、所得による支給制限の規定をうたっていましたが、助成対象者として新たに表にまとめ、定義するものです。また、区分２には、要件として要介護２以上を加えます。第４条では、支給区分の名称について変更を行っています。附則として、この改正は平成２９年７月１日から施行するものです。また、既に高齢期移行者となっている者は、平成２９年７月１日から平成３４年６月３０日までの間は、改正前の制度を適用します。平成２６年７月１日前から高齢期移行者となっているものは、平成２６年改正前の制度を適用します。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第９号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、在宅老人介護手当の支給について、曖昧な部分があった介護者の定義を明確化し、受給資格停止期間の規定や受給権消滅期間の延長などを行うものです。

議案第９号資料１ページをごらんください。

改正の内容につきましては、１点目は第２条関係で、手当の受給者である介護者の定義について、福崎町在住であり、同居またはこれに準ずる方と定義し、明確化いたします。

２点目は第１０条関係で、施設入所や医療機関に入院時、１カ月で資格が消滅となっていまして、退院等のたびに関係者の再申請をお願いしなければならず、負担軽減のため、９０日以上に延長します。

３点目は第１１条関係で、施設入所や医療機関に入院時、９０日を超えない方は１カ月の半数以上入所または入院したとき、当該月の受給資格を停止いたします。

４点目は第１２条関係で、旧条文第１４条、第１５条の資格喪失に係る２条にわたる届出事項について、届や通知書様式を整理いたします。

附則として、この改正は平成２９年８月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第１０号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令に伴い、介護認定審査会の設置及び委員の任期を定める条文を加える改正と、平成２９年度における第１段階の保険料率を反映した文言の修正を行うものです。

議案第１０号資料１ページをごらんください。

改正の内容は、１点目が郡医師会に審査会委員の任期改正について検討いただいたところ、専門性を高めるには、現在の２年から３年にするほうが好ましいとの観点から回答があり、条文を追加するものです。また、現在の委員の任期が平成２９年３月３１日までのため、平成２９年４月１日から適用いたします。

２点目は、消費税の引き上げに伴う公費投入により、平成２７年度と平成２９年度の２回にわたり、低所得者の保険料軽減を実施する予定でしたが延期されたため、２９年度は現行の第１段階の方への保険料軽減は継続することになり、その文言を改正いたします。

附則として、この条例は平成２９年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。３議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第１４ 議案第１１号 福崎町開発事業等調整条例の制定について

日程第１５ 議案第１２号 福崎町ＪＲ福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第１４、議案第１１号、福崎町開発事業等調整条例の制定について及び日程第１５、議案第１２号、福崎町ＪＲ福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第１１号、福崎町開発事業等調整条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案第１１号説明資料１ページをごらんください。概要をお示ししております。

今回の条例制定の目的と効果として、現在、開発行為は平成１１年に策定しました福崎町開発指導要綱により行政指導を行っておりますが、大規模な太陽光発電施設や一定規模以上の建物の用途変更、開発に係らないワンルームマンションなどは、住民説明会などの実施義務はなく、周辺住民とのトラブルにつながる恐れがございます。これらの新たな課題に対応するには、事前調整に必要な基準や手続を定め、開発事業等を行う事業者には義務を課す必要がございます。このことにより、土地利用の適正な誘導や良好な地域環境の形成につながることを期待されます。

資料１ページの右下には、手続フロー図をお示ししております。

この条例では、兵庫県の開発行為の運用基準に町独自の基準を上乗せしております。特徴といたしまして、条例の適用を受ける開発事業等は、フロー図の真ん中の行の流れで示しておりますが、事業者は住民説明を行わなければなりません。関係住民はその説明に対しまして、事業者に対し要望書を提出することができまして、事業者は住民に対し、その対応を回答しなければならない、こういったことを義務づけております。このことによりまして、トラブルを未然に防止しようとしておるものでございます。

それでは、条例案に沿いまして、説明をさせていただきます。議案の条例案を

ごらんください。

第1条は冒頭申し上げました目的でございます。

第2条は用語の定義を定めております。1項4号で開発事業等を定義しておりますが、アは、県の開発基準どおりの規定となっております。イは、土地の切り盛りを伴わず、開発行為にならない場合でも、一定の高さや面積の建物に条例を適用いたします。ウは、一定規模以上の建物の用途を変える場合で、例えば店舗を集会施設に変更する場合などがこれに当たります。エは、テレビ塔や携帯電話の中継局などで、一定の高さ、面積以上の工作物、オは、ため池への設置も含めた1,000平米以上の太陽光発電施設、カは、15戸以上のワンルームマンション、キは、深夜営業を行うコンビニエンスストア等で、このカとキにつきましては、犯罪防止の配慮が必要なことから、福崎警察署との協議も義務づけております。

第3条は適用除外の規定です。非常災害時に応急措置や、国等が行う行為は適用除外としております。

第4条から第6条は町・開発事業者・町民の責務をそれぞれ規定しております。

第7条は開発事業が土地利用基本方針等に適合するように計画しなくてはならないことを定めております。

第8条は開発事業者が別表1に定める地域環境形成のための基準に従わなければならないことを規定しております。

第9条は開発区域の境界確定、第10条は公共公益施設整備の町への帰属でございます。その整備基準について別表2に示しております。

第11条は紛争の解決、第12条は開発事業者が行う町との事前協議といたしまして、1項1号の事業の必要性、2号の地域環境に及ぼす影響、3号の公共公益施設の整備、4号の自然環境保護、5号の文化財保護について義務づけております。

第13条から15条は冒頭申し上げました事業計画の住民説明、住民の要望書提出、事業者の回答書の送付についての規定となります。

第16条は第2条1項4号カの15戸以上のワンルームマンション、キの深夜営業店舗について、警察署との協議を義務づけております。

第17条は防災施設の整備及び維持管理、防災協定についての規定でございます。

第18条は第12条の町との協議による開発事業等協定の締結を規定しております。

第19条は工事の着手について、第20条は町長の指導・助言について、第21条は一連の台帳の公開について、第22条から24条は開発事業者が町の指導に従わない場合等に町長の勧告・公表・立入調査権を規定しております。第25条は規則委任の規定でございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

議案資料として、規則（案）を2ページから7ページに添付しております。規則（案）では、県の開発基準をもとに開発区域の道路要件や安全施設及び排水設備の整備基準、上水道、ごみ等について規定しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

福崎駅周辺整備の進展に伴い、現福崎駅前駐車場敷地は交通広場として整備することから、その代替の月極駐車場及び駅周辺の利用者のために時間貸し駐車場

として新たに駐車場を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第 12 号説明資料をごらんください。4 ページに位置図をお示ししております。町有地 2 カ所に整備を予定しております。

資料 5 ページは整備計画（案）でございます。福崎駅前西駐車場は約 70 台、福崎駅前東駐車場は約 65 台を予定しております。

条例の改正内容につきましては、資料 1 ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第 2 条は福崎町 JR 福崎駅前第 1 駐車場と軽四輪自動車区画である福崎町 JR 福崎駅前第 2 駐車場を廃止し、福崎町 JR 福崎駅前西駐車場と福崎町 JR 福崎駅前東駐車場を設置いたします。

第 8 条は使用料です。新駐車場はゲート式の駐車場とするため、最初 1 時間は 100 円、1 時間を超える 1 時間ごとにつき 100 円で、1 日最大 400 円といたします。定期駐車は、駅からの距離や民間駐車場の料金設定を勘案して、1 台につき 1 カ月 4,320 円としております。定期駐車場の区画は時間貸し駐車場と区分をいたします。

議案の 2 ページ目にお戻りください。附則としまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行いたします。また、経過措置として、福崎駅前西駐車場は、平成 29 年 7 月 1 日から供用開始予定で、現在、駅前駐車場を利用している方で、希望される方については、3 カ月間引き続き使用していただける経過措置を設けております。

以上で議案第 12 号の説明とさせていただきます。

両議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 16 議案第 13 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 16、議案第 13 号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 議案第 13 号について、ご説明申し上げます。

本町の工業用水道につきましては、福崎工業団地の造成にあわせて開発事業者が整備したものを、昭和 52 年に本町が移管を受けたもので、その後大きな設備投資もなく、事業を運営してきました。

近年になり、送配水管敷設区域において施行されました西治地区圃場整備や、福崎工業団地の下水道面整備にあわせて老朽管の更新を進めました。これによりまして、今後、減価償却費や支払利息などの費用が発生してくることとなりますが、工業用水道事業会計は十分な内部留保資金を確保している状況ではありません。したがって、今後とも健全な事業経営と水の安定供給を維持していくためには、料金改定が必要不可欠であるため、このたび条例改正を行おうとするものです。

議案第 13 号説明資料をごらんください。1 ページをごらんください。

条例の料金部分を抜き出した新旧対照表です。料金体系は基本料金、従量料金、超過料金としており、40% 以下での料金改定で検討した結果、基本料金を 15 円から 21 円に、従量料金を 10 円から 14 円に、超過料金を 35 円から 48 円にそれぞれ改定しようとするものです。

資料 2 ページをごらんください。この資料は平成 27 年度決算の使用水量を例にとって改訂後の料金単価を当てはめて試算したものです。上段は各使用者の使

用水量、下段は現行料金による決算額、改定料金による試算額とその比較をお示ししています。使用料合計では年間約 900 万円の増収、改定率としては 38.92%となっております。

次に、議案の次のページ、条例（案）をごらんください。附則におきまして、施行期日は平成 29 年 4 月 1 日、経過措置として、施行日から 4 月 30 日までに確定した料金については従前の料金とすることを規定しております。

このたびの料金改定に当たっては、平成 27 年度に今後 10 年間の財政計画を策定し、必要な改定率等を試算いたしました。今年度は料金改定に向けて、使用者である福崎工業団地協議会の構成事業所やゴルフ場と協議を重ね、了承を得るとともに、上下水道事業審議会を設置して、料金改定について諮問し、1 月 27 日には改定率は 40% 以下とすることが妥当であるとの答申を得ました。

また、工業用水道料金については、経済産業大臣の承認を受ける必要がありますので、経済産業省との協議を行い、2 月 3 日付で変更承認を受けております。

以上、議案第 13 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いをいたします。

日程第 17 議案第 14 号 平成 28 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について

議長 日程第 17、議案第 14 号、平成 28 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第 14 号、平成 28 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 億 2,790 万円を減額して、補正後の予算総額を 91 億 8,100 万円とするものであります。歳入歳出予算の内訳につきましては、第 1 表にお示しをしております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越しして使用するため、繰越明許費を設定しております。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきまして、第 1 表でご説明申し上げますので、議案の 3 ページをお開きください。

歳出補正の主なものは、認定こども園費では、人事院勧告を踏まえた公定価格と保育士の処遇改善等加算の増加及び国の多子軽減制度の適用により、私立認定こども園施設給付費負担金の 1,830 万円の増額補正を、減額補正の大きな要因は、土木費、福崎駅周辺整備費で、事業費総額 4 億 4,050 万円の減額と、12 月補正に計上し、国へ交付金申請をしました地方創生拠点整備事業の交付対象事業で不採択となりましたもちむぎのやかたとエルデホールの事業、合わせて 1 億 2,000 万円の減額であります。

一方、1 ページ、2 ページの歳入では、先ほどの歳出の増減に伴いまして、それぞれの財源を構成するとともに、町税は町民税の所得割で 680 万円、法人税の税割で 1,800 万円の減を見込み、町税全体で 1,920 万円の減収見込みであります。また、繰越金は平成 27 年度決算の実質収支額 1 億 5,208 万 9,000 円の残余 8,606 万 9,000 円及び普通交付税確定分の残余 3,128 万円を計上しております。この結果、補正後予算で財政調整基金から 8,390 万円を取り崩すこととしておりましたが、取り崩しをやめ、生じる剰余見込額につきましては、財政調整基金に 5,050 万円を積み立てる補正予算としております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

次は議案にお戻りください。

第2条は繰越明許費でございます。議案の4ページをお願いいたします。

戸籍住民台帳費の個人番号カード関連事務事業で148万円と、農業費の地方創生拠点整備事業で、交付対象事業で採択されたもち麦の恵みで地域農業ジャンプアップ！6次産業化加工所整備事業4,600万円、都市計画費の福崎駅周辺整備の補助事業で4億7,200万円、同じく、補助事業と一体として行う単独事業で1,000万円、都市再生整備の補助事業で2億9,400万円の5事業で、合計8億2,348万円を翌年度に繰り越しする予定であります。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第18 議案第15号 平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第16号 平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第17号 平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

議 長 日程第18、議案第15号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてから、日程第20、議案第17号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第15号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億1,000万円とするものです。

議案第15号説明資料1から6ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料4ページをごらんください。保険給付費の月別状況です。歳出の大部分を占める療養給付費は、3月から12月は実績、1月、2月は推計し、実績見込みによる補正によるものです。一般と退職に分けていますのは、それぞれの療養給付費に対して、歳入の財源構成が異なるためです。

左の欄の全被保険者数は、4月4,663人、1月では4,344人と319人減少しています。一般分は1月4,227人で、4月から266人減少、退職者分は117人で53人減少しています。

療養給付費の見込みは、一般分では補正後予算額11億8,500万円で、7,000万円の増額、退職分は3,500万円の見込みで、1,500万円の減額、高額療養費は、一般分は補正せず、退職分は450万円の見込みで、510万円の減額を見込んでいます。

資料2ページをごらんください。歳出の勘定表です。3月補正額案の列をごらんください。保険給付費は先ほどの給付状況により、合計4,483万円の増額、後期高齢者支援金から保健事業費までの各項目は、実績及び見込みにより補正するもので、共同事業拠出金は高額医療費に係る拠出金で、互助事業であり、県全体で見ると医療費が低かったため、3,380万3,000円を減額いたします。保健事業は、データヘルス計画策定委託料の入札減や、特定健診委託料等の実績

見込みにより、643万5,000円を減額するものです。

資料1ページをお願いいたします。歳入では、保険税は現年度医療分で95%、退職者分で98.5%の徴収率を見込んでいます。国庫支出金から県支出金までは実績見込み及び確定した交付額により、それぞれ補正します。共同事業拠出金は、5,426万7,000円減額いたします。繰入金については、保険基盤安定繰入金は最終予算額7,875万2,000円で、255万2,000円の増となっております。その他一般会計繰入金につきましては、6,532万6,000円となり、324万7,000円の減を見込んでおります。基金繰入金は12月に2,570万円の基金取り崩しを行っております。こちらは高額療養費増のため、また、国庫金等の過年度返還金が決めたことによるものですが、このたび1,230万円の増額をし、最終の繰入額は3,800万円を計上しております。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

議長 説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。休憩後、議案第17号から進めたいと思います。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。議案の説明を続けてまいりたいと思います。

議案第17号、福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、説明を求めます。

健康福祉課長 議案第17号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,930万円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億860万円とするものです。

議案第17号説明資料1ページから4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料3ページをお開き願います。

65歳以上の人口推移は28年4月末で5,288人、12月末では5,310人で、22人の増となります。高齢化率は27.2%です。要介護認定者は4月末で939人、12月末902人で、37人の減となり、右上の表では介護度別で見ますと、要介護1が多く168人、18.6%を占めています。今回の補正では、平成28年度内のグループホームワンユニット増等の見送りがあったため、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の減額が大きく、全体で5,930万円の減額をお願いするものです。

それでは、議案書の事項別明細書で主なものを説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

議案第15号から第17号までの3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第21 議案第18号 平成28年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第22 議案第19号 平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議長 日程第 2 1、議案第 1 8 号、平成 2 8 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 2 3、議案第 2 0 号、平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 議案第 1 8 号から第 2 0 号、公営企業 3 会計の補正予算についてご説明させていただきます。

まず、議案第 1 8 号は水道事業会計の補正予算（第 2 号）でございます。議案の次のページをごらんください。

補正予算第 2 条は収益的収入及び支出の予定額です。収入は補正せず、支出の下水道事業費用を 1, 4 4 5 万 4, 0 0 0 円減額し、3 億 8, 8 0 0 万円といたします。

補正予算第 3 条は資本的収入及び支出の予定額です。収入は補正せず、支出の建設改良費を 2, 0 0 0 万円減額し、1 億 6, 8 3 0 万円といたします。

なお、予算第 4 条の本文括弧書き中、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額は 1 億 5 9 0 万円を 8, 5 9 0 万円に改め、その補填額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は 1, 1 4 4 万 2, 0 0 0 円を 9 9 6 万 5, 0 0 0 円に、過年度分損益勘定留保資金は 9, 4 4 5 万 8, 0 0 0 円を 7, 5 9 3 万 5, 0 0 0 円にそれぞれ改めます。

次の次のページ、水補 1 ページ、2 ページには、本補正予算の実施計画を添付しておりますが、詳細説明につきましては、議案第 1 8 号説明資料の方をごらんください。

上段、収益的収入及び支出の支出であります。下水道事業費用は原水及び浄水費の修繕費や動力費、薬品費で 1, 0 2 1 万 4, 0 0 0 円減額いたします。配水及び給水費では、賃金から委託料への振りかえや実績見込みによる減額で 6 7 0 万円減額いたします。営業外費用、消費税は、今回、建設改良費を減額補正するため、控除すべき課税仕入れに係る消費税が減少し、納税額が増加する見込みで 2 4 6 万円追加いたします。

資本的収入及び支出の支出では、建設改良費で 2, 0 0 0 万円減額いたします。要因は大門鍛冶屋線舗装本復旧工事や消火栓設置工事など、入札による落札減で不用額が生じたことによるものです。

議案にお戻りいただきまして、その他の説明書として添付しておりますのをご説明申し上げます。

水補 4 ページには予定キャッシュフロー計算書、水補 5 ページから 7 ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第 1 8 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 1 9 号、工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）でございます。

議案の次のページをごらんください。この補正予算は、資本的収入及び支出において、収入を 1, 5 6 0 万円減額し 3, 0 9 0 万円に、支出を 2, 0 0 0 万円減額し 3, 8 3 0 万円にしようとするものです。

なお予算第 4 条の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、1, 1 8 0 万円を 7 4 0 万円に改め、その補填額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は 4 1 0 万 3, 0 0 0 円を 2 6 2 万 2, 0 0 0 円に、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額は 7 6 9 万 7,

０００円を４７７万８，０００円に、それぞれ改めます。

次の次のページに、工水補１ページでありますが、本補正予算の実施計画を添付しております。詳細の説明につきましては、議案第１９号資料をごらんください。

支出では、建設改良費で福崎工業団地仮設管撤去工事や舗装本復旧工事などにおいて、入札による落札減や工期短縮による契約額の減額が生じたことから２，０００万円減額いたします。

一方、収入は建設改良費の減額に伴って、その財源として見込んでおりました企業債を１，５６０万円減額するものです。

もう一度、議案の方にお戻りをいただきまして、その他の説明資料につきましては、工水補２ページに予定キャッシュフロー計算書、工水補３ページ、４ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第１９号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２０号、下水道事業会計の補正予算（第２号）でございます。

議案の次のページをごらんください。補正予算第２条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入は下水道事業収益を５２０万円追加し、１１億７，８２０万円に、支出の下水道事業費用は３，２４３万５，０００円を減額し、１１億５，１６０万円といたします。

補正予算第３条は、資本的収入及び支出の予定額で、資本的収入は２，８６０万円を追加し、３億５，９１０万円に、次のページ、資本的支出は１，９０９万８，０００円を減額し、６億７，５９０万円といたします。

前のページにお戻りいただきまして、予算第４条の本文括弧書き中につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額であります。３億６，４４９万８，０００円を３億１，６８０万円に改め、その補填額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は５５万８，０００円を６６２万５，０００円に、当年度分損益勘定留保資金は３億６，３９４万円を３億１，０１７万５，０００円にそれぞれ改めます。

次のページ、補正予算の第４条は、一般会計からの補助金の額で、５，４２７万６，０００円を４，３２３万６，０００円に改めるものであります。

補正の概要といたしましては、収益的収入及び支出は、下水道使用料収入や営業費用を実績見込みにより増減をいたしまして、一般会計からの繰入金については、その所要額を他会計負担金及び他会計補助金として補正いたします。

資本的収入及び支出では、建設改良費を実績見込により減額し、一般会計からの繰入金については他会計出資金として受け入れ、資本の増強に充当をしていきます。

次のページ、下水補１ページ、２ページが実施計画書を添付しておりますが、詳細の説明につきましては、議案第２０号資料で説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出で、資料の２ページをごらんください。この資料は各目、節ごとの補正予定額とその右には、公共、農集、個別、それぞれのセグメントごとに内訳をお示ししております。

それでは、支出から説明をいたします。

営業費用は管渠費、ポンプ場費、処理場費における光熱水費や委託料、修繕費等を実績見込みにより増減、また、減価償却費も実績に基づき減額、下水道事業費用総額で３，２４３万５，０００円減額いたします。

次に、１ページにお戻りください。

収入であります。下水道事業収益では、下水道使用料は工業団地事業所の接続が順調に進み、流入量が増加したことから、総額で3,719万6,000円増額いたします。また、補正予定後の費用に対して、一般会計が負担すべきものにつきましては、総務省の繰出基準に基づく経費は他会計負担金、基準外の経費については他会計補助金として、それぞれ補正し、受け入れをいたします。

特別利益につきましては、12月補正において開始貸借対照表を確定いたしました。開始貸借において、公共下水道では資本金が不足し、繰越利益剰余金で約9,277万7,000円の欠損処理を行っております。この欠損金を3年間で解消させることとして、特別利益として一般会計から受け入れをするものであります。

次に、4ページをお開きください。資本的収入及び支出です。支出の減額要因は建設改良事業に係る当初予算のうち、国庫補助事業未採択分を減額し、単独事業分を追加、その差額1,859万4,000円減額するものです。

次に、3ページにお戻りください。収入では、支出の建設改良事業の減額に伴い、国庫補助金や企業債などを減額いたします。また、一般会計からの繰り入れについては、当初予算では収益的収入及び支出と同様、負担金及び補助金として計上していましたが、繰出基準に基づく経費や財源不足分の補填を合わせて、出資金に振りかえて受け入れ、資本の増強を図っていきます。

次に、議案にお戻りください。その他の予算に関する説明資料としまして、下水補3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページから6ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第24 議案第21号 平成29年度福崎町一般会計予算について

議長 日程第24、議案第21号、平成29年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第21号、平成29年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

今年度から、当初予算に係る議案は予算に関する説明書としまして、一番上に予算編成の概要等を取りまとめました24ページまでの資料と、別冊の各会計の事項別明細書、実施計画書及び給与費明細書等を取りまとめております。また、議案の予算及び詳細な説明資料は、議案ごとに別とじをしております。それぞれ審議の参考としてください。

それでは、一般会計の議案第21号をお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算であります。総額を87億円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1、2ページの歳入、3、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要を説明させていただきますので、予算に関する説明書の一番前に添付をしております予算の概要をごらんください。

1ページの中ほどからでございます。一般会計の予算総額は87億円で、前年度比8億3,000万円の減としております。その要因ですが、JR福崎駅周辺整備の事業費の大幅な減、第1体育館の耐震改修工事の完了による減が主なものでございます。

予算の概要では、歳入の見込みと総合計画の6本の柱ごとに総括的に主要事業

をお示ししておりますので、後ほどお目通しください。

歳入につきましては、概要の 5 ページをお開きください。

一般会計歳入内訳であります、1 款町税は、前年度比 1, 6 0 0 万円増の 3 2 億 3, 8 3 0 万円を計上しております。個人町民税は、所得の伸びを若干見込みましたが、法人町民税税割は、円高の影響等により 2, 6 0 0 万円の減、固定資産税は、土地につきましては下落傾向が続いており減収、家屋は新築・増築による増を、償却資産は設備投資が上向き、3, 7 2 0 万円の増を見込んでおります。議案第 2 1 号資料の 4 ページに、税の当初予算前年度比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

1 0 款地方交付税における普通地方交付税につきましては、トップランナー方式を見込み、基準財政収入額が法人税、固定資産税、土地及び地方消費税交付金の減収見込みにより、2 8 年度算定額に比べ減少を見込み、基準財政需要額は個別算定経費の影響により増加を見込んだため、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた交付額は、2 8 年度算定額に比べ、約 3, 0 0 0 万円増の 1 5 億 5 0 0 万円を見込みました。臨時財政対策債の振替額が 1 3 % 増となったため、普通交付税では、前年度比 2, 0 0 0 万円増の 1 0 億 7, 0 0 0 万円を見込んでおります。

1 4 款国庫支出金、2 1 款地方債は、J R 福崎駅周辺整備費の減少が大きく影響し、国庫支出金は約 3 億 5, 3 0 0 万円減の 1 1 億 2, 8 0 0 万円を、地方債は約 4 億 5 0 0 万円減の 1 1 億 3, 0 0 0 万円を見込んでおります。

5 ページの最下段では、1 款から 1 1 款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。1 億 8, 0 0 0 万円増の 5 3 億 5, 3 3 0 万円を見込んでおりますが、歳入歳出見積もりの結果、一般財源が不足する額、1 億 7, 6 0 0 万円につきましては、財政調整基金から繰り入れて予算編成を行っており、平成 2 7 年度、2 8 年度に引き続き、多額の財政調整基金を取り崩す厳しい予算となっております。

歳出予算の概要につきましては、町長の所信表明のとおりでございます。

概要の 1 3 ページからは、第 5 次総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめております。本日の説明につきましては、事項別明細書に沿って、これらの主な事業について、説明をさせていただきます。なお、事業名称、概要の前に新規事業、拡充事業の表示のほか、福崎町総合戦略に位置づけた事業は「総」で、行政改革の事項につきましては「行」でお示ししておりますので、ご参照ください。

各目の説明に入ります前に、職員給について、総括的にご説明申し上げますので、議案資料 2 1 号資料の 1 ページをお開きください。

この資料では、一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数それぞれの増減理由と総人件費をお示ししております。1 行目の一般会計に属する職員数は、一般職 1 3 3 人、再任用 4 人と嘱託臨時職 8 7 人の合計 2 2 4 人、下から 2 行目、全会計では、一般職 1 5 6 人、再任用 4 人、嘱託臨時職 9 2 人の合計 2 5 2 人です。前年度と比較しまして 3 人減となっております。3 人の減となった要因としましては、正規職員は 1 人の増、嘱託臨時職員は認定こども園で減となる見込みによるものでございます。人件費総額では、前年度比較で 2, 1 8 0 万 2, 0 0 0 円の増となります。正規職員が復職により 1 名増加したこと、昇級、人事院勧告等の影響により、給料手当で 2, 4 2 8 万 8, 0 0 0 円の増、県共済負担金は退職手当組合の掛け率の引き下げにより 1 4 5 万 8, 0 0 0 円の減となります。なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料 2 ページから 3 ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、歳出目ごとに説明申し上げますので、事項別明細書 9 5、9 6 ペー

ジをお開きください。限られた時間でありますので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、主要な事業の取り組み内容や新規事業の補足説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長の冒頭の挨拶、各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承ください。議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

歳入歳出についての説明は以上でございます。次は議案にお戻りください。

第2条は地方自治法第214条第1項の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表に計上をしておりますので、議案の5ページをお開きください。

老人ホーム、給食調理業務委託事業は、養護老人ホームの調理業務について、平成30年度から平成32年度までの委託契約を締結するために、債務負担行為をお願いするもので、限度額は5,600万円としております。ごみ収集運搬委託事業は、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみの収集業務について、委託A・Bにつきましては、平成30年度から32年度まで業務の委託契約を1億800万円を限度額として、委託Cにつきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法の関係もありまして、30年度の業務の委託契約を1,200万円を限度として締結するための債務負担行為をお願いするものです。

議案資料19ページ、20ページにごみ収集業務の内容等をお示ししておりますので、ご参照ください。

第3条の起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれに記載のとおりであります。

次に、議案の第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は15億円といたしております。

第5条は、歳出予算の流用であります。第1表に定めた各項の予算について、地方自治法第202条第2項ただし書きの規定により、流用ができる場合として、各項に計上した給料、職員手当、共済費に係る予算額に不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できることとするものであります。

以上、議案第21号、平成29年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

◇

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第25 議案第22号 平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第26 議案第23号 平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第27 議案第24号 平成29年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議長 日程第25、議案第22号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第27、議案第24号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第22号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、

ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億4,200万円とするものです。また、第2条は、一時借入金の総額を8,000万円と定めるものです。

議案第22号資料1ページから9ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料1ページをごらんください。

平成29年度の予算編成方針です。6行目になりますが、平成29年度の主な改正点は、昨年を引き続き、低所得者に対する軽減措置を拡大し、2割、5割軽減の対象となる所得基準額の引き上げを行います。また、70歳以上の高額療養費に係る自己負担限度額の見直し等を行います。これらの制度改正を勘案し、医療費及び被保険者の動向等を考慮し、積算をいたしました。

歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数4,400人を見込み、過去3年間に於ける保険給付の状況等を積算根拠として算出しました。療養給付費は、一般分で前年度当初予算比4.6%増の11億6,600万円、退職分では、対象者の減少により、前年度当初予算比60%減の2,000万円を見込みました。後期高齢者支援金は、平成27年度精算金と調整金等を合わせた2億5,078万3,000円を見込みました。保健事業費は、生活習慣病の実態把握と疾病対策のため、特定健康診査、特定保健指導事業の見直しを行い、第3期特定健康診査実施計画の策定に取り組みます。健診受診率向上に努めるとともに、人間ドック、脳検査助成事業、ジェネリック医薬品差額通知、レセプト点検等により、保健事業の充実と医療費の適正化に努めます。また、レセプトデータを活用して、保健指導に生かすための第2期データヘルス計画の策定に取り組みます。

次に、歳入の保険税に関してですが、年々増え続ける医療費による財源不足に対応するため、また、平成30年度からの県広域化を見据え、国保事業を健全かつ安定的に運営するために、国保税の税率改正を行う必要があると考えております。資料6ページから9ページにかけまして、改正案等をお示ししております。

このたびの税率改正案の大きな理由といたしまして、おおむね3年に1度の改正年度であり、広域化に向け、3税方式となるため、資産割を29年度は半分に、30年度にはゼロにするよう、段階的な設定と、これに備えるための、当初予算では基金繰り入れは行わないことといたしております。例えば、資料6ページ、平成29年度改正案、医療分欄最下段の応益割の均等割は、2万3,000円と設定しております。これは前回改正前の25年度税率を参考に、同程度まで引き上げたものでございます。また、右側の表をごらんいただきますと、1人当たり医療費は特に近年大きく増加し続けており、一方では税率を低く据え置いているという状況になっております。こういった状況を踏まえつつ、この案を設定させていただいております。

ただし、この税率につきましては、あくまでも予算積算のための仮の税率であり、5月に所得、固定資産税が確定した後に見直しを行います。

これらを勘案し、保険税は、現年度医療支援介護分を収納率94%、3億8,330万円と見込んでおります。

国・県支出金、療養給付費交付金につきましては、それぞれ医療費に見合う金額を見込んでおります。

なお、軽減基準額の見直しと税率改正に係る条例改正は、5月の臨時議会でご審議いただく予定としております。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第23号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億4,540万円と定めるものです。

議案第23号資料1ページから2ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料1ページをお願いいたします。この特別会計の歳入は、兵庫県広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費をともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与等と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて、広域連合に納付するものです。

2ページをお願いいたします。平成29年度以降の保険料軽減の見直しについてです。お示ししておりますように、均等割及び所得割に係る軽減特例措置が段階的に見直されます。また、低所得者に関しては、保険料軽減対象の拡大で、国民健康保険と同じく2割軽減と5割軽減の対象となる所得基準額が引き上げられます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第24号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ16億9,960万円と定めるものです。

議案第24号資料1ページから3ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料1ページをお願いいたします。平成29年度予算編成方針です。本年度は第6期事業計画の3年目で、介護保険制度が施行され18年目を迎え、サービス給付費も年々増加しております。27年度、28年度は地域包括ケアシステムの構築に向けた準備期間として、地域包括支援センターが中心となり、生活支援協議会の設置や生活支援コーディネーターの配置を行いました。フクロウ体操やふれあい喫茶など、介護予防対策の推進、また、定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所の開設など、地域密着型サービス等の整備に取り組んできましたが、29年度は本格的なサービス提供体制の充実に対する取り組みを進めます。

また、本年度は平成30年度から平成32年度の3年間の第7期介護保険事業計画を策定する重要な年度となります。保険給付費の伸びは続いており、保険料算定にもその影響を与えていると考えております。計画策定の際には、高齢者福祉・介護保険事業計画アンケート調査を実施し、その結果をもとに、被保険者のご意見、ご要望を考慮しながら進めます。

平成29年度の予算編成は、これらを勘案し、積算をいたしました。

歳出では、被保険者数5,382人、要介護認定者数は960人を見込んでいます。サービス給付費は15億3,260万円、対前年度当初予算比3.8%増を計上しています。地域支援事業は、4月から要支援1・2の方の介護予防給付であった訪問介護、通所介護を総合事業として開始します。地域支援事業費は、各補助構成枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費を合わせ、8,590万円を計上しております。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国・県・町による介護納付金負担金、

介護給付費調整交付金等を財源に見込みました。

第1表歳入歳出予算は、事項別明細書により、ご説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第22号から第24号までの説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第28 議案第25号 平成29年度福崎町水道事業会計予算について

日程第29 議案第26号 平成29年度福崎町工業用水道事業会計予算について

日程第30 議案第27号 平成29年度福崎町下水道事業会計予算について

議 長 日程第28、議案第25号、平成29年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第30、議案第27号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 議案第25号から第27号、公営企業3会計の平成29年度予算について、説明を申し上げます。

まず、議案第25号は水道事業会計予算であります。

議案の次のページをごらんください。第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数7,800戸で前年度と同数、年間給水量は244万6,000立方メートル、前年度比で1.1%増、1日平均給水量を6,700立方メートルとしております。

主な建設改良事業は、福崎工業団地配水池更新事業に係る詳細設計業務、福崎工業団地舗装本復旧事業、町道大門石引線配水管敷設事業、福崎駅周辺整備に係る配水管移設事業などを予定しております。

なお、位置図等につきましては、議案第25号資料9ページに添付しておりますので、ご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億4,340万円で、前年度と比較しまして7.1%増としております。支出の水道事業費用は4億2,720万円で、前年度比6.6%の増を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出は2ページをごらんください。資本的収入は1,130万円で86.3%の減、資本的支出は1億8,870万円で0.2%の増を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,740万円につきましては、1ページ括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,190万5,000円と過年度分損益勘定留保資金1億6,549万5,000円で補填するものとしております。

第5条は一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条は他会計からの補助金、第9条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ記載のとおり定めるものであります。

次に予算の詳細につきまして、説明させていただきます。全会計を冊子にいたしました予算に関する説明書をごらんください。

全会計のうち、後ろ3会計が企業会計となりますが、水道事業会計の1ページ、2ページをごらんください。これが実施計画書となります。この明細を17ページ以降に添付しておりますので、そちらを見ながら説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出について、支出から説明いたしますので、18ページをごらんください。

支出は水道事業費用が４億２，７２０万円で、営業費用４億９２５万円は、原水及び浄水費、１９ページ、配水及び給水費、２０ページにかけての総係費など、維持管理に要する経費や減価償却費、資産減耗費などを計上しております。

資産減耗費は福崎企業団地で下水道工事に伴い除却した資産分であります。

営業外費用１，７９５万円は支払利息や２１ページの消費税納付金などであり
ます。

１７ページにお戻りください。収入は、営業収益は３億２，３８１万円、うち水道料金は工業団地企業による使用料の増から若干伸びを見込んで３億１，３６０万円としております。営業外収益は１億１，９５８万円、うち長期前受金戻入が１億６６０万円と約２，１００万円増となりますが、要因は支出で説明いたしました資産減耗費の固定資産除却費見合いの増によるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。２３ページの支出から説明をさせていただきます。資本的支出は１億８，８７０万円で、冒頭業務の予定量で説明いたしました各事業の建設改良費１億７，２０２万３，０００円及び企業債償還金１，６６７万７，０００円を計上しております。

２２ページにお戻りください。資本的収入は１，１３０万円で、建設改良事業に対する国庫補助金は見込まず、企業債を借り入れしないため、給水工事等の工事負担金が主なものとなっております。

なお、議案第２５号説明資料では、それぞれの積算内訳を記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

次に、３ページにお戻りください。予定キャッシュフロー計算書であります。今年度の建設改良事業は企業債の借入はせず、損益勘定留保資金を充当することから、下から３行目、資金増減額は６，８２６万５，０００円の減額を見込んでいます。

次の４ページから６ページは給与費明細書を添付しております。

８ページは、平成２８年度の予定損益計算書で、下から３行目、純利益は１，５８６万５，０００円見込んでおります。

９ページからは、平成２８年度末の予定貸借対照表、１３ページからは、平成２９年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第２５号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２６号は工業用水道事業会計予算であります。

議案の次のページをごらんください。

第２条、業務の予定量は、給水事業所数は３０事業所で前年度と同数、年間給水量５８万４，０００立方メートルで８．３％減、１日平均給水量１，６００立方メートルとしています。主な建設改良事業は、福崎工業団地舗装本復旧事業と新町水源地送水ポンプ更新事業を予定しております。なお、位置図等につきましては、議案第２６号資料５ページに添付をしておりますので、ご参照ください。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が４，９３０万円で、前年度比で１９．４％の増、支出の工業用水道事業費用は４，７００万円で、前年度比２１．８％の増を見込んでおります。

第４条の資本的収入及び支出は２ページになりますが、資本的収入は企業債、工事負担金ともありません。資本的支出は９２０万円で、８４．２％の減を見込んでおります。なお、資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額９２０万円につきましては、１ページの括弧書きに記載しておりますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５９万２，０００円と、過年度分消費税及

び地方消費税資本的収支調整額 608 万 6,000 円、過年度分損益勘定留保資金 252 万 2,000 円で補填するものとしております。

第 5 条は一時借入金の限度額、第 6 条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条は議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、それぞれ記載のとおり定めております。

次に予算の詳細につきまして、説明させていただきます。

予算に関する説明書の中の、工業用水道事業会計 1 ページ、2 ページをお開きください。

これが実施計画となります。この明細を 17 ページ以降に添付しておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出で、支出から説明させていただきますので、18 ページをお開きください。

支出は営業費用が 4,427 万円で、送水及び配水費、19 ページに受託工事費など維持管理に要する経費や減価償却費などを計上しております。減価償却費は今年度から福崎工業団地の老朽管更新分が発生するため、851 万円増となっております。

営業外費用は 273 万円で、支払利息や消費税納付金を計上しております。

次に、17 ページにお戻りください。

収入です。営業収益は 3,624 万円で、水道料金は当初予算比では年間給水量を 8.3% の減と見込み、料金は約 40% の値上げを見込んで、705 万円増の 3,440 万円を計上しております。

営業外収益は 1,306 万円で、長期前受金戻入が主な収入となります。

続きまして、資本的収入及び支出です。21 ページの支出をごらんください。資本的支出は冒頭業務の予定量で説明いたしました建設改良費 800 万円と、今年度から償還が始まる企業債について、償還金 120 万円を計上しております。

20 ページ、収入につきましては、本年度企業債、工事負担金等を予定しておりませんので、予算はございません。

なお、議案第 26 号資料では、それぞれの積算内訳を記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

次に、3 ページにお戻りください。

予定キャッシュフロー計算書であります。当年度純利益を 169 万 8,000 円見込みまして、年度末では 471 万 5,000 円の増加を見込んでおります。

次の 4 ページから 6 ページは給与費明細書を添付しております。

8 ページは平成 28 年度の予定損益計算書で、下から 3 行目、当年度は 134 万 5,000 円の損失を見込んでおります。

9 ページから平成 28 年度末の予定貸借対照表、13 ページからは平成 29 年度末の予定貸借対照表をお示ししております。それぞれご参照ください。

以上、議案第 26 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 27 号は下水道事業会計予算についてであります。

議案の次のページをお開きください。第 2 条に定めた業務の予定量は接続件数 5,300 件、前年度比では 3.9% の増、年間総処理水量 240 万立方メートル、1 日平均処理水量 6,575 立方メートルで、前年度比 15.4% の増を見込んでおります。主な建設改良事業は福崎工業団地下水道面整備事業に係る舗装本復旧や、コミュニティプラントの公共下水道への統合に向けた設計業務、浸水対策では、駅東雨水幹線整備事業及び川すそ雨水幹線整備事業等を予定しております。位置図等につきましては、議案第 27 号資料 8 ページ、9 ページに添付し

ておりますので、ご参照ください。

続きまして、第3条であります。収益的収入及び支出の予定額です。下水道事業収益は10億9,650万円で、前年度比6.5%の減、下水道事業費用は10億6,560万円で、前年度比10.3%の減としております。

第4条は、資本的収入及び支出で、2ページのとおり、資本的収入は4億60万円で、前年度比21.2%の増、資本的支出は7億1,750万円で、前年度比2.9%の増を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,690万円は、1ページ括弧書きに記載しておりますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額752万8,000円、及び当年度分損益勘定留保資金3億937万2,000円で補填するものとしております。

第5条は企業債の限度額等、第6条は一時借入金の限度額、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条は他会計からの補助金、第10条は棚卸資産購入限度額、それらにつきまして、それぞれ記載のとおり定めております。

次に予算の詳細につきまして、説明させていただきます。予算に関する説明書の下水道事業会計1ページ、2ページをお開きください。これが実施計画書となります。この明細につきまして、20ページ以降に添付しておりますので、そちらの方で説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出から説明させていただきます。21ページをお開きください。下水道事業費用は、営業費用が8億5,503万7,000円で、管渠、ポンプ場、処理場などの維持管理に要する費用や、22ページの業務費、総係費など事務処理費用、23ページ、減価償却費などを計上しております。

営業外費用は2億1,056万3,000円で、支払利息や消費税納付金等を計上しております。

次に収入です。戻っていただきまして、20ページをお開きください。上段、下水道事業収益は、営業収益が3億6,122万円、下水道使用料は工業団地事業所の接続が順調に進んでいることから、当初予算比では6,600万円増の3億3,687万円を見込んでおります。一般会計からの繰り入れについては、総務省繰出基準に対する経費に対するものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として受け入れいたします。また、平成28年度補正予算第2号と同様、繰越利益剰余金のマイナスを解消させるために、特別利益として3,400万円を受け入れてまいります。

続きまして、資本的収入及び支出です。支出から説明をいたしますので、25ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費は2億1,466万8,000円で、業務の予定量で説明申し上げました各事業につきまして、管路整備費、管路改良費、管路整備費雨水として計上をしております。また、企業債償還金は前年度比3,105万5,000円増の4億9,760万1,000円を計上しております。

次に収入であります。24ページにお戻りください。

資本的収入は建設改良事業に係る企業債や国庫補助金などとともに、一般会計からの繰り入れについては全額を出資金で受け入れいたします。基金取り崩し収入は、支出額に対して収入額が不足する額について、一般会計と基金で折半することとして、その額も含めて取り崩しをしております。

その他の予算に関する説明書につきましては、まず3ページであります。予定キャッシュフロー計算書、4ページから6ページは給与費明細書、8ページは

平成２８年度の予定損益計算書、９ページからは平成２８年度末の予定貸借対照表、１３ページから平成２９年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第２７号の説明とさせていただきます。３議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよ、お願いを申し上げます。

日程第３１ 議案第２８号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第３１、議案第２８号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第２８号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第１０条第３項及び第８条第２項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものです。経緯をご説明申し上げます。議案第２８号資料３ページをごらんください。

左側は廃止及び認定前の状況で、右側は道路の終点を約１５メートル延長した後を示しております。昭和５０年当時に町営住宅駅前団地を建設した際、東側の隣接地の方から用地約４８０平方メートルを購入いたしました。当時隣接地には倉庫が建っており、町に用地を提供する条件として、町道を延長して、残った敷地が接道されるよう希望されておりました。平成２０年に賃貸アパートを建築されましたが、その時点ではまだ道路認定をしておらず、建築基準法第４３条ただし書きの規定により建築確認を受けておられます。

今回、駅前団地建てかえにあわせ、町営住宅敷地と隣接地がそれぞれの接道するように町道２５５号線の道路終点を延長するものでございます。

議案の別紙をごらんください。廃止する路線の種類及び路線名は、２級２５０号線です。認定する路線の種類及び路線名は、２級２５５号線です。廃止する路線につきましては、議案第２８号資料１ページをごらんください。起点は山崎字前田６１２番７地先から、終点は山崎字前田５９２番地先まで、延長は６４．２７メートル、幅員は４．０メートルから４．３メートルです。

次に、認定する路線でございます。資料２ページをごらんください。起点は山崎字前田６１２番７地先から、終点は福田字西田黒１１３番１地先まで、延長は８２．７７メートル、幅員は４メートルから８メートルです。幅員が増加しておりますのは、道路現況に合わせ認定するため、すみ切り部分が広がっております。

以上、議案第２８号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第３２ 議案第２９号 神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について

議長 日程第３２、議案第２９号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第２９号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について、ご説明申し上げます。

今回の変更は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、神崎郡介護認定審査会の委員の任期を定める条文を加えるものです。

議案第２９号資料をごらんください。変更の内容は、議案第１０号と同様に、

審査会委員の任期について、３年とする条文を追加するものです。附則として、この規約は平成２９年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、本定例会１日目の日程は終わりました。
なお、次の定例会２日目は３月７日、午前９時３０分から再開をいたします。
それでは、本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後３時０４分